

試験合格後“免許申請”される方へ(海技免状用) 四国運輸局

1. 申請書の提出先

- ・四国運輸局 船員労働環境・海技資格課
〒760-0019 高松市サンポート 3-33 南館 3F TEL: 087-802-6831
- ・徳島運輸支局 海事関係窓口
〒770-0941 徳島市万代町三丁目 5-2 TEL: 088-622-7622
- ・愛媛運輸支局 海事関係窓口
〒791-1113 松山市森松町 1070 TEL: 089-956-9951
- ・愛媛運輸支局 今治海事事務所
〒794-0033 今治市東門町 4-3-16 TEL: 0898-33-9002
- ・高知運輸支局 海事関係窓口
〒780-8010 高知市棧橋通五丁目 4-55 TEL: 088-832-1175

※受験した運輸局以外に申請する際は、申請する運輸局へ手続きの確認をしてください。

2. 申請方法・・・申請者本人が直接窓口に提出するか、申請書一式を郵送又は海事代理士に依頼する。
(免状の即日交付をご希望の方は、窓口に直接申請してください。)

3. 申請期間・・・海技試験の合格日から1年以内

4. 申請時の必要書類

①海技免許申請書 (運輸局等の申請窓口で配布しています)

申請書の□の部分は、0.5 mm HB の濃度及び太さで、カタカナ・アラビア数字・記号は明確に記入してください。※電話番号欄は必ず記入してください。

②海技免状用写真票 (運輸局等の申請窓口で配布しています)

写真：縦 3 cm × 横 2.4 cm (顔正面・無帽・無背景で 6 ヶ月以内に撮影されたもの)

氏名欄：上段は漢字・下段はローマ字 (フルネームをボールペンで記入)

③納付書(登録免許税) 下記の金額の収入印紙を貼ってください(収入印紙は郵便局等で購入できます。)

航海・機関	一級	15,000 円	二・三級	9,000 円	四級	4,500 円
	五級	3,000 円	六級	2,100 円		
通信	一級	7,500 円	二級	6,000 円	三級	2,100 円
電子通信	一～三級	7,500 円	四級	2,100 円		

④免許講習修了証明書・・・別表 に記載の各講習の修了証明書原本を提出してください。

- ・受講していない方は講習機関で受講してください。
- ・水産高校等の学校で受講された方は受講された学校等で発行してもらってください。

⑤合格証明書 (受験した運輸局と異なる運輸局へ申請する際に必要となります)

海技士国家試験合格証明書交付申請書に受験票を添付して受験した運輸局に申請してください。

⑥受験票・・・徳島・愛媛・高知の各運輸支局又は今治海事事務所へ申請する場合に提出してください。

⑦現在受有している下記のコピー

- ・海技免状・小型船舶操縦免許証 (失効したものも含む)
- ・無線従事者免許証 (航海士の方で受有している場合)

⑧現在受有している海技免状の本通 (進級の方のみ)

申請の際、乗船中等により本通を返納できない場合は新海技免状受領後に返納してください。

⑨非 ECDES 限定を解除する場合

非 ECDES 限定を解除する場合は ECDIS 講習修了証明書(養成施設の証明書を含む)を提出してください。

⑩郵送で申請する場合 (返送用封筒を同封してください)

海技免状(A4サイズ)が入る封筒にご自身の住所・氏名を記載し、下記の返送用切手を貼ってください。

(簡易書留用切手：490 円分 ※速達の場合：更に 260 円分)

別表	
三級海技士 (航海)	レーダー観測者講習 レーダー・自動衝突予防援助装置シミュレーター講習 救命講習 消火講習 上級航海英語講習
四級海技士 (航海) 五級海技士 (航海)	レーダー観測者講習 レーダー・自動衝突予防援助装置シミュレーター講習 救命講習 消火講習 航海英語講習
六級海技士 (航海)	レーダー観測者講習 救命講習 消火講習
三級海技士 (機関)	機関救命講習(又は救命講習) 消火講習 上級機関英語講習
四級海技士 (機関) 五級海技士 (機関)	機関救命講習(又は救命講習) 消火講習 機関英語講習
六級海技士 (機関)	機関救命講習(又は救命講習) 消火講習
一～三級海技士 (通信) 一～四級海技士 (電子通信)	救命講習 消火講習

(注) 1. 平成 11. 4. 1 改正前の免許受有者はその資格に必要な免許講習については修了したものとみなします。

例	[現在の免許]	[新たな免許]	新たに必要となる免許講習
	四級(航海) →	三級(航海)	上級航海英語講習
	五級(航海) →	四級(航海)	なし
	六級(航海) →	五級(航海)	レーダー・自動衝突予防援助装置シミュレーター講習
	四級(機関) →	三級(機関)	上級機関英語講習
	五級(機関) →	四級(機関)	なし
	六級(機関) →	五級(機関)	機関英語講習

- 救命講習を修了していれば機関救命講習の受講は必要ありません。
- 上級航海英語講習を修了していれば航海英語講習の受講は必要ありません。
- 上級機関英語講習を修了していれば機関英語講習の受講は必要ありません。
- 三級海技士(航海・機関)の筆記試験のうち英語に関する科目の合格者(H11. 4. 1 以前の合格に限る。他局での合格者は合格証明書が必要)又はH11. 4. 1 以前の三級海技士養成施設修了者は、上級航海(機関)英語講習は修了したものとみなします。
- H11. 4. 1 改正前の講習を受けている場合は改正後の相当する課程は修了したものとみなします。

例 『レーダー・シミュレーター講習』を受講していれば、『レーダー・自動衝突予防援助装置シミュレーター講習』を修了とみなします。

7. すでに修了した講習については再度受講する必要はありません。